

令和2年度文化審議会文化財分科会企画調査会（第1回）

令和2年10月28日

【二見文化資源活用課補佐】 定刻ちょっと過ぎましたけれども、ただいまより文化審議会文化財分科会企画調査会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。私は、文化庁文化資源活用課課長補佐の二見と申します。後ほど企画調査会長をお決めいただくこととなりますが、それまでは事務局が司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、本会場と同時に、京都地域文化創生本部と各委員等出席者とをオンラインで接続しての開催となっております。会議の傍聴につきましても、感染拡大防止の観点から、オンラインで行っていただきます。音声配信の都合上、大変申し訳ありませんが、タイムラグが生じることもございます。御不便をおかけしますが、何とぞ御了承ください。また、御発言される際は、できるだけゆっくりとはっきりとお話しいただくようお願いいたします。

なお、この会議は原則として公開で行われますが、冒頭の会長選任等の人事案件につきましては非公開で実施いたします。その後、報道関係者を含め、事前に登録のあった傍聴者への公開を開始しますので、御了知ください。

最初に、本企画調査会の委員を御紹介いたします。お手元の資料3を併せて御参照ください。

まず、オンラインで参加の岩崎奈緒子委員です。

【岩崎委員】 よろしく申し上げます。

【二見文化資源活用課補佐】 また、オンラインで参加の甲斐昭光委員です。

小島孝夫委員です。

【小島委員】 よろしく申し上げます。

【二見文化資源活用課補佐】 齊藤裕嗣委員です。

【齊藤委員】 よろしく申し上げます。

【二見文化資源活用課補佐】 島谷弘幸委員です。

【島谷委員】 よろしく申し上げます。

【二見文化資源活用課補佐】 滝久雄委員です。

【滝委員】 よろしくお願ひします。

【二見文化資源活用課補佐】 オンラインで御参加の竹内由紀子委員です。
オンラインで御参加の都竹淳也委員です。

【都竹委員】 よろしくお願ひします。

【二見文化資源活用課補佐】 鍋島稲子委員です。

【鍋島委員】 よろしくお願ひします。

【二見文化資源活用課補佐】 松田陽委員です。

【松田委員】 よろしくお願ひいたします。

【二見文化資源活用課補佐】 なお、児島やよい委員は所用のため本日欠席の旨連絡を受けております。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

文化庁次長の今里。

【今里文化庁次長】 よろしくお願ひいたします。

【二見文化資源活用課補佐】 審議官の杉浦。

文化財鑑査官の豊城。

【豊城文化財鑑査官】 豊城です。よろしくお願ひいたします。

【二見文化資源活用課補佐】 文化資源活用課長の伊藤。

【伊藤課長】 よろしくお願ひします。

【二見文化資源活用課補佐】 文化財第二課長の鍋島。

【鍋島課長】 鍋島です。よろしくお願ひします。

【二見文化資源活用課補佐】 文化財第一課長の田村。

【田村課長】 よろしくお願ひいたします。

【二見文化資源活用課補佐】 文化経済・国際課長の日向。

【日向課長】 よろしくお願ひします。

【二見文化資源活用課補佐】 文化創生本部文化創造担当参事官の三木。

【鍋島課長】 京都から参加になります。杉浦文化庁審議官とお2人です。

【二見文化資源活用課補佐】 食文化担当参事官の福井です。

【福井参事官】 よろしくお願ひします。

【二見文化資源活用課補佐】 それでは、早速、1つ目の議事、企画調査会長の選任等に移らせていただきますので、これ以降、10分程度、非公開とさせていただきます。傍聴者

におかれましては、しばしお待ちいただくようお願いいたします。

(一般傍聴者・報道関係者退室)

○企画調査会長の選任が行われ、小島委員が企画調査会長に決定。

○企画調査会長代理について、小島企画調査会長から、島谷委員及び滝委員を指名。

○会議の公開について運営規則等の確認。

※以上については、「文化審議会文化財分科会の会議の公開について」(平成二十四年三月十六日文化審議会文化財分科会決定) 1.(1)の規定に基づき、議事の内容を非公開とする。

(一般傍聴者・報道関係者入室)

【小島会長】 それでは、本企画調査会の会長は私、小島、会長代理は島谷委員及び滝委員をお願いすることになりました。

開会に当たり、一言だけ御挨拶をいたします。齊藤委員から御紹介をいただきましたが、学生の頃から各地の民俗調査をしております、その過程で重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財の指定作業等に関わってまいりました。こういう機会を与えていただきましたことに感謝しております。とにかく短期間で重要な案件を議論していくこととなりますので、御協力よろしくお願いたします。

続きまして、会長代理のお2人に一言ずつ御挨拶をいただきたいと存じます。

まず、島谷代理、よろしくお願いたします。

【島谷代理】 短期間で仕上げなければいけないということ、それから、広範な分野に及んでいるので、皆さんの関心の多い、関心事を持たれている分野をどうまとめていくか、非常に難しいと思います。ある程度これをステップにして次につながっていくような論議ができればいいと思っております。私、長く博物館で勤めておりまして、現在もそうですが、書を専門に研究しておりますので、そういった観点からいろいろ発言をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

【小島会長】 よろしくお願いたします。ありがとうございました。

では、滝代理、よろしくお願いたします。

【滝代理】 分かりました。私は食文化のぐるなび、パブリックアートの交通文化協会、そして、クレアーレ改めゆがわら工房を所有するエヌケービーなどを通して、様々な文化活動に取り組んでまいりました。

和食の無形文化遺産登録の際には、約4万店の飲食店に応援のポスターを貼っていただきました。ちょうど残りがありましたので持ってきましたけれども、小さくて遠くで見えませんが、ちょっと雰囲気だけ。これ高崎卓馬に、当時オリンピックやった、作ってもらって、4万店にまず応援する形で貼りまして、決まった後に、ここに必ずパッキンというか、金粉をこうやるような、ちょうどそんな報道をしていただきましたけれども。

また、平成29年に文化芸術基本法に食文化が盛り込まれたときは、新聞に一面広告を打ち、これは当時文化庁に感謝されたんですが、本当は国がやるべきだったと思うんですけども、いや、僕ももう何十年来食が文化に入っていないのが非常に残念だったし、いろいろな意味でうれしかったものですから、「食を芸術へ高める国」という形で、日経で一面でやらせていただきました。

祝福のポスターも作成いたしました。こんな感じですね。時間取ってすみませんけれども、イメージだけ、現場ですので、「美しいものを食べるのが文化活動になりました」とか、「日本が世界に誇る芸術家は厨房の中にいる」みたいな、なかなかこれ人気になりました。「人を一番笑顔にする芸術は料理だと思う」と、こんな感じですね。これを全国5万店近くのお店に貼りました。

生活文化の一つとして食文化が明記され、国がその振興を図ることとされたことは大変喜ばしいことでした。また、この基本法では、公共の建物にパブリックアートを設置する努力義務も盛り込まれました。これを実現するために鍵となるのが1%フォー・アートです。既に欧米とアジアの一部の国で取り入れられ、文化芸術の振興に大きな力となっています。私は日本でもこれを実現することの大切さを繰り返し強調しているのですが、昨年自民党のアート市場小委員会に招かれたときも、この法制化を強く要望しました。御賛同してくださる議員の方もおり、これは議事録に盛り込まれました。お時間ありましたらその議事録を見てください。

今回の調査会を通し、新たに明記された食文化をはじめ、新旧を問わず様々な文化がどのように保護され、次世代へ継承されていくことが望ましいか、活発な議論ができればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【小島会長】 ありがとうございます。

続きまして、文化庁、今里次長から御挨拶をお願いいたします。

【今里文化庁次長】 各委員の皆様には、大変お忙しい中この企画調査会の委員をお引き受けいただき、また、本日お集まりいただきましてどうもありがとうございます。

国民の貴重な財産であって、次の世代に確実に継承していく、こういう文化財は、現状況度重なる災害ですとか、昨今のコロナ感染拡大の中で厳しい状況になっているというふうを考えております。

平成29年、この同じ企画調査会の前のセッションといいますか、の議論では、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進の取りまとめがなされたところでございます。ただ、そのときに、無形文化財や無形民俗文化財に関する検討をより深く進めるべきではないかという意見も出されておまして、この点さらなる検討が必要だと考えております。

また、書道とか食文化などの生活文化につきましては、文化財、それから、ユネスコ無形文化遺産としての位置づけについての議論もございます。文化財として価値の定まっていない分野、十分な知見がない分野、こういったものについてもその保存・活用の在り方の検討が求められている状況と理解をしております。

さらに、地域における文化財の保存・活用、促進のための在り方、これなどにつきましても、積極的な御審議をお願いしたいと考えているところでございます。

今申し上げた種々の課題につきましては、いずれも昨今の情勢に鑑み、早急に検討を進める必要があると考えております。大変恐縮でございますけれども、できるだけ速やかに御審議をお願いできればと考える次第でございます。

本日は第1回の会議ということもございますので、ぜひ忌憚のない御意見をお願いいたします。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【小島会長】 ありがとうございます。

早速、議事のほうを進めてまいりたいと思います。

まずは、事務局より御説明をお願いいたします。

【鍋島課長】 それでは、私、鍋島のほうから少しまとめて説明させていただきます。

最初に、配付資料の確認をし忘れてしまいましたので、念のためですが、お話しさせていただきますと、議事次第がありまして、資料1が企画調査会の開催、1枚です。資料2が企画調査会の設置、1枚です。先ほどの資料3、委員名簿、1枚あります。資料4が少し大部なんですけど、文化財をめぐる状況についてという横長です。資料5として、主な検討事項案というのが同じ横長で2枚です。資料6として、後ほど御紹介させていただきますが、本日御

欠席の児島やよい委員から御意見いただいていますので、現代アートの現状についてがございます。

それから、参考資料として4つほど。文化審議会について、これはこちらにもありますように、文化審議会には様々な会議体があります。今回は、青くなっていますが、下のほうにあります文化財分科会の中で、島谷会長になっていただいています、様々な分野の専門調査会といって、建造物とか美術工芸品の諮問とか答申をいただくような会があり、これとは別にこの企画調査会を設けさせていただきました。

なお、上のほうに文化政策部会が上から2番目にありますが、そこに食文化ワーキンググループが9月に設置されて、この議論もちょっと後ほど紹介させていただきたいと思います。よく連携をしていきたいと思います。

それから、参考資料2が審議会の運営規則、参考資料3が文化財分科会の運営規則、ここに企画調査会の設置が出てまいります。

参考資料4が文化財分科会の会議の公開についてと、最初に小島会長からお話をいただいた、会議は公開、それから、その傍聴者も可能ですと。現在のオンラインで30名ぐらいの方が御覧になっていると思いますが、この会場ではありませんが、そういう形に、今回はそうさせていただきました。それから、議事録を作ったり、会議資料を公開する内容です。

それから、『未来に伝えよう文化財』というパンフレットを入れさせていただきました。少しこの文化財全体を眺める上で概要となる資料かと思ひまして、これを入れさせていただいております。

過不足ありましたら、おっしゃっていただければと思います。

別に、今後の日程等を書いた紙も委員の方々に配付をさせていただいていますので、後ほど御説明させていただければと思います。

それでは、資料1に戻っていただき、議事次第の後ろにある資料1、企画調査会の開催についてです。

この会議体は、上部機関であります文化財分科会で、先日10月16日にこういう会議をつくるということの御了承をいただいたところです。開催の必要性ですが、先ほど今里次長からもお話しさせていただきましたように、伝統的な芸能とか地域のお祭りとか、様々な事情で、担い手不足の理由などで存続が危ぶまれる態が増えているという指摘も出てきたり、また、書道、華道、茶道、食文化等の生活文化をはじめとした様々なものについて、文化財であったり、それから、先ほど滝代理からもお話いただきましたユネスコの無形文

化遺産に和食ということで入ってきたりとか、様々位置づけに関する議論が随分出てきております。こうした新しいジャンルのものでつきましても、文化財保護法による文化財となりますと、価値づけといたしましうか、必ずしも定まっていなかったり、十分議論がまだできていないようなものもありますが、保存、ないしは、どのように活用を進めていくのかについて、この委員会で少し御議論をいただければと思っております。

それから、コロナのお話もありました。活動機会が減少していることによって、展覧会そのものがないとか、公演そのものが延期になっているとか、研修会であったり、お稽古ができないとか、様々団体や関係者の方々、様々な声をいただいております。文化庁としてもそういった方々に対する活動に対する経費支援を補正予算等でやらせていただいておりますが、もう少し大きな目で眺めていくことができないかということです。

平成29年の、前回、諮問があり、先ほど今里次長からも少し御紹介しました、この同じ企画調査会で、当時地域の文化財を盛り立てていこうという答申をいただいて、それが後ほど文化財保護法の当時の改正につながってきております。その際にも、無形民俗に関する検討をもう少し進めたらいいという御意見もいただいております。

それから、その地域における文化財、本日、オンライン参加ではございますが、飛騨市長と兵庫県の課長に御参加いただいておりますが、地域における取組も御紹介をいただきながら、より盛り立てていけるような取組を考えてまいりたいと思っております。

主な調査事項としては、無形ないしは無形の民俗文化財の保存及び活用の在り方となっておりますが、その辺りが中心になると思います。

資料2はこの会議の開催についてですので省略します。資料3の委員名簿は先ほど御紹介させていただきました。資料4、資料5の辺りを御覧いただければと思います。

資料4が、文化財をめぐる状況についてです。ページめくっていただきますと、3つの論点を書きました。文化財に関する基礎資料、それから、2番目として、無形文化財等をめぐる状況、3番目として、地方における文化財保護の状況についてということで少し整理しました。

めくっていただきますと、文化財保護法の変遷という、ちょっとカラーで流れ図のようなものがあります。国民の財産であります文化財を守っていくことについては、遡れば明治からあるものですが、現在の文化財保護法、戦後すぐ、昭和25年から始まっております。様々な改定や充実が行われてきておりますけれども、無形文化財に関しましても、昭和29年の改正で創設されたり、民俗文化財、埋蔵文化財に関する充実等々が行われてきて、

昭和43年には文化庁そのものが発足しています。

また、今回、少し御議論いただきたい文化財の登録制度を後ほど御紹介したいと思いますが、これにつきましては、平成8年、結構最近できています。指定は随分前からありますが、登録は結構こうやって見ますと新しい制度だということで、御覧いただければと思います。

文化財保護法についてというところがあります。法隆寺の焼損をきっかけに今のようにできました。ジャンルとして6つあります。下の写真がありますが、有形文化財、これは建物や仏像とか書籍等の品物があるものです。お隣に鎧があります。それから、隣に重要無形文化財、これは歌舞伎の女形とか、こういった実際にやっている方々の内容になります。それから、無形民俗文化財、ねぶたを例に取らせていただきましたが、地域のお祭りや生活そのものの内容です。それから、記念物、これは史跡、名勝、天然記念物と言われるものも、例えば、貝塚とか遺跡とか、景勝地とか、そういった天然記念物があります。それから文化的景観、これは田畑とか、里山とか、棚田とかの景観でありましたり、ちょっと前後しますが、伝統的建造物群、これは町並みを保存していくという、1つの文化財だけじゃなくて、まとまりとして考えていくというこの2つで、現在は6つあり、この中で大事なものを文科大臣が重要文化財等に指定させていただくルールになっております。

私ども国でありましたり、自治体の皆様は、それをしっかり協力して行っていったり、実際には持っている所有者の方々と連携していくことが何よりも大事になってきます。また、公開をしていくと、持っているだけではなくて、多くの方々に見ていただいてそれを継承していくことが非常に大事です。

次のページですが、保護法についての丸2ですが、国としては指定などがありますし、また、修理、現状変更等に関しまして、規制とか許可とかがあったり、逆に、指定されたものにつきましては、修理、公開等の補助をさせていただいたり、税の優遇等があります。

所有者の方々については、何か変更があった場合のお届けだったり、しっかり管理、修理、公開をしていただいたりとかいう内容です。

自治体の方々も、条例をつくっていただいたり、国指定ではないような、都道府県指定、市町村指定の文化財をしっかりと保護、活用いただく形になっています。

公開・管理の考え方ですが、基本的な義務は所有者の方々になっております。管理団体という形でやっているケースもあります。

それから、次のページですが、体系図があります。ちょっと分かりにくかったかもしれ

ないのですが、先ほど申しました有形文化財、そして、無形文化財、民俗文化財、記念物等々がありますが、この民俗文化財の中には、右側にちょっと黄色くなっていますが、有形と形があるものと無形がありまして、有形文化財、無形文化財、そして、重要有形民俗、無形民俗と大きくと4つあると厚いていただければと思います。

この中で、非常に大事なものについては指定という行為をさせていただきますので、これは赤い色で矢印が出ていますが、今回少し御議論いただきたい登録というのは灰色の矢印になっていますが、有形文化財、建物とか美術工芸品には、数は1万とか16なんです厚、今あります。そして、登録有形民俗文化財45とありますが、こちらにはありますが、登録の逆に無形民俗文化財があるのかと厚いたらこれはなかったりとか、その上の無形文化財も登録のものがあるかと厚いたら、現在はまだ文化財保護法上では規定がされていない状況です。

次のページには参照条文がありますので御覧ください。

次に、無形文化財等をめぐる状況ですが、めくっていただきまして、コロナの話をまず少しだけ御紹介します。これは文化財機構の東京文化財研究所が御調べいただいたものですが、3,800ぐらい今、これだけではありませんが、中止、延期となった様々な取組があると、公演が非常に多いです。具体的には、さらにめくっていただきまして、歌舞伎とか落語、能楽、音楽の中では箏曲とか長唄とか、様々なものが、これはどちらかという厚少し古いジャンルの話ですが、中止となっています。

次に、生活文化、食文化の関係で、当事者の方々のお声を文化庁で伺ったものを、これだけではありませんが、ざっと御紹介しますと、最初、生活文化（書道）とありますが、やはりワークショップの開催などが難しくて、規模の縮小や中止を余儀なくされているとか、また、経費がかかってしまうので、そこの対応が必要ではないかとか、展覧会自体がちょっと難しいとか、実際に筆に触れる機会が難しいとかございました。

華道につきましても、やはり出入りがあったり、生け込みがなかなか難しかったり、発表の場がなかなかないとか、講習会とか実技指導が難しい、月謝収入等の経費の関係もあつたと。それから、なかなかオンラインだと細かいところまでは難しいというお話もいただいています。

茶道ですと、こちらの密の空間、かなり近くでやられることが多いからということだと思厚いますし、回し飲むという行為も厚ありますので、なかなかそこが難しいのではないかと。学校でも同様ではないかと。

食文化ですが、こちらも食ですから、給食も含めた学校への出前事業とか、公開講座等々がなかなか難しかったり、飲食そのものに人が集まりにくいという状況があるというお話がありました。

冒頭に申しました食文化ですが、ワーキンググループが別途あります。文化政策部会にあるわけですが、9月、10月に会議をして、年度内に取りまとめ、次のページですが、予定されていますが、この食文化、先ほど滝代理から文化芸術基本法でも例示されたというお話もいただきましたが、この食文化全体の基本的な考え方や保存・活用の考え方、振興そのものの在り方、全体を議論を始めていただいております。

これまでの主な意見として、特にこの文化財の制度ということに関することですと、例えば、重要無形文化財として考えられるのかとか、登録指定として考えられるかということではありますが、学術的に強化する基盤がもう少しではないかとか、制度設計を考えたかどうか、それから、地域の事例、具体的にはこれ小浜市のヒアリングがあったのですが、福井県小浜市の取組は非常に参考になるなとか、文化財指定というところまで考えると少し慎重に考えたほうがいいけれども、逆に理論武装とか学術的な裏づけが大事ではないかとか、また、希少性を評価するような民俗文化の鑑定も要るし、食文化の適切な全体の中での位置づけが大事ではないかとか、海外との関係のお話もありましたし、どのように記録として残していくのか、発信をしていくのかという幅広い御議論をいただいております。

次のページには、具体的に委員の方々をちょっと御紹介しますと、太下先生という同志社大学の先生に座長を、本委員会でも入っていただいております竹内委員、松田委員にも御参加をいただいておりますので、食文化ワーキングでも出てきている御意見をこちらでもうまく連携を取っていければと思っております。

次のページで、現代アート分野の方々の声ですが、これも聞き取りですから、全てではありませんが、同様に美術館、ギャラリーなどの展覧会、芸術祭、イベントがなかなかできなかつたり、発表する機会、制作する機会が経費にも影響していると。専門職の方々の仕事の仕方も非常に困難になってきているとか、海外のほうが需要が高いという声も出ているとか、また、生活そのもののお話だったり、自治体の芸術祭のお話だったり、美術館そもそもの経営自体をちょっと見直していかないといけないのではないかと声をいただいております。

次のページに、これは御参考ですが、この3月から5月の損害額、中止、延期でどうなっ

たのかということですが、昨年度と比較して、3,500億円ぐらいの市場ではないかという推計もありますが、そのうちの3か月で500億円程度が損害になっているというお話があります。全体の規模感、これぐらいしか今のところはないのですが、いろいろ伺ったり、実感としてもかなりの文化関係の皆様もお困りになっているということがあるのではないかと思います。

次に、地方における取組ですが、めくっていただきまして、ちょっと分かりにくかったかもしれませんが、まず、指定という声がありまして、非常に大事なものは、国ないしは自治体の方々が指定をすることによってその文化財を守っていくと。それに対してメリットもあれば規制もかかるという内容ですが、登録と、今回ちょっと御議論いただきたい指定とは、少し緩やかな制度の登録というものがありますが、その登録につきまして、文化財保護法では、国の登録というのは有形の部分はあるということを示しました。地方の登録というのは、文化財保護法上では現状ではちょっと規定ありません。自治体の指定については規定があるのですが、じゃあ、実態上どのぐらいあるのかということだと、京都府、兵庫県。都道府県ですと、甲斐委員がいらっしゃる兵庫県もお持ちです。2県。市町村で言いますと大体80ぐらい、東京都内は23区のうち17とか、非常に多かったですりもしますが、現状ではこのぐらいになっていまして、条例で設置されていると、京都府とか福岡市はこのような形で規定がされています。

件数がその次ですが、今、全体で、自治体の指定、選定で言いますと12万件ぐらい、登録で言いますと5,000件ぐらいと、少しずつですが伸びてきている状況です。

具体例として、その次のページですけれども、松本市がの建造物の事例ですが、国登録も含めまして、建造物がやはり非常に多いのですが、こちらの高橋家住宅、昭和44年に指定をされていますが、これにつきましてはここにありますような税制や、地財、予算上の優遇措置もあります。

同じ建物で、次のページですが、地方で今度は登録をされる事例、松本市が登録をやっている事例、どう違うのかですが、これは昔からあるもので、今カレー屋さん、デリーさんというもので、令和元年に登録を松本市がされているもので、所有者は個人となりますが、先ほどありました税制、地財、予算というメリットのところも、税制上は先ほどはあったのですがこちらはちょっとなかったり、予算補助も先ほどよりは少し額が少なかったり、例えば、このような形で、緩やかな分、所有者に対する支援も少なくなっている状況です。

無形関係でも、東京都江東区の事例ですが、次のページですけれども、江戸切子、ガラス工、こちらの保持者の小林様に対する支援、こういったものがあります。

最後に、平成30年の保護法で改正した内容ですが、具体的な都道府県、市町村の方々の地域計画をつくっていただいて、個別だけではなくて全体として盛り立てていこうと、そこは文化庁で地域計画を認定するスキームを当時つくらせていただきました。

次のページにありますように、法律の条文がありますが、市町村の方々は都道府県の大綱を勘案して、総合的な計画を作成することができるとありますが、具体的な認定効果になりますと、これはできる規定ですから、全てのところがつくらないといけないわけではなく、具体的に国の登録のほうに、進めるように国に提案をできるとか、もしくは、事務処理上の優遇措置がございます。

次のページには、具体的に地域計画でどんなことが書いてあるのかと、具体的な方針、または、計画の期間、文化財の概要、措置内容等が時限で5年から10年程度で推進体制も含めてです。

その下のページには、具体的にどちらにあるのかということで、先ほどの松本市、4番にあります。令和元年から開始ですのでまだまだ数は少ないですけれども、現在16市町にあります。これがもう何年かすると、伺いますと、倍、5倍、10倍ぐらいにどんどん増えていって、取組を進められればと思います。

一番最後のページには、そういった取組に対して、文化庁でも京都に創生本部があり、そこでの取組ですが、指定されている文化財でないものは、現在では国の財政的な支援制度はないのですが、幾つかの取組に対して、未指定の文化財も含めたいろいろな保存・活用の取組を支援させていただいています。

資料5だけ、少しだけですが、今大体申し上げたところと重なります。主な検討事項(案)ですが、無形の文化財、無形の民俗文化財に関して、現在では指定までは至りませんが、保護措置の必要性が高くて、存続が危ぶまれるものの保存・活用の在り方はどのように考えていったらよいのか。また、新しい文化財として考えていけるようなもの、可能性があるのでけれども、現時点では価値づけが定まっていなかったり、歴史が浅く、学術的な蓄積がまだ十分でないものの対応、そして、地域、自治体の取組、地域計画、先ほどありました、これをどのように推進していくのか等々です。また、それを含めました、4番として、全体に関する課題もあろうかと思えます。

こちらを先に申し上げればよかったのですが、次のページに指定、登録の表があります。

こちらにありますように、有形無形の4つのジャンルがあり、指定は文化財保護法では全部ありますが、登録の無形の部分は現在は制度がなかったり、自治体の指定の部分は法律上規定があるのですが、登録は有形も含めまして規定がないということをごどのように考えていったらいいのか。

一番最後ですが、その次のページですが、文化庁の緊急文化庁長官調査というものを御紹介させていただきたいと思います。これは来年度の概算要求で、事項要求という形で、まだ金額を入れずに財務省と相談をしている内容ですが、今まで申しました価値づけがまだ定まってないとか、これからだという分野があるかと思っています。まずは、例えば、国立文化財機構などと、関係する方々と連携を取って、そういった分野の調査を進めていって、それをさらにどのように活用していくのかということをごまずはできないかというアイデアです。

具体的な内容として、無形の文化財所産調査、地域のお祭などが考えられます。次に食文化の関係、懐石料理や郷土の料理や、または、お酒とかお醤油の醸造技術だとか、様々あるかと思っています。この辺をごどのように考えるのか。そして、文化庁の京都の本部で少しずつ始めています生活文化、これは書道、茶道、華道とかが考えられますし、また、ここにはちょっと書いていないかもしれませんが、児島やよい委員が関わっておられる、現代アートとか現代舞台芸術なども考えましても、時間がたってくると、例えば、30年とか50年とかたってきますと美術工芸品という分野に移行することもできますが、現在作家が存命中だったり、亡くなられてすぐとか、現在活躍されているような方々の作品が海外に行ってしまうのではないかと、散逸してしまうのではないかとという危惧もありまして、そういったことも含め、幅広く新しい文化財の在り方も御検討いただけますとありがたいと思っております。

大変長くなりましたが、以上です。

【小島会長】 ありがとうございました。

多岐にわたる内容についての御説明でしたので、またこれからの議論の基本になる内容をご紹介いただきました。文化財をめぐる状況、それらに関する主な検討事項、そして、最後にお話をいただきました新規の緊急文化庁長官調査、これらについて、確認等、御質問あればお願いいたします。

【島谷代理】 よろしいですか。

【小島会長】 お願いいたします。

【島谷代理】 一番最後の緊急文化庁長官調査というのが一般にはあまりなじまない言葉で、どういったことを具体的に連想されているのかというのをもう少し詳しく説明していただけるとありがたいんですが。

【鍋島課長】 まだ予算要求の途中ですから、必ずしも定まっていないところもあります。そもそも文化庁に各分野の専門の調査官の方々もおりますので、そういった方々が具体的に様々な文化財を調査したりすることもあります。こちらについては、新しい分野、無形のものもあると思いますし、この食文化、生活文化もあるかと思うのですが、どちらかというところとそういった分野ですと、次の世代の方々に、お祭を継承していくとか、ないしは、つなげていくとか、担い手の方々をつくっていくということなんかをどちらかというところとより重視されているかと思うのですが、もう少し文化財という観点で申しますと、学術的だったり、歴史的なところを確認していく作業も必要なのではないかと考えており、そういったことを、こちらに書いてあるような、どの辺りを手始めに、ないしは進めていくのかということも含めて考えていきたいという、総合的な調査を何らか行っていきたいという内容です。

【島谷代理】 ありがとうございます。方向性は非常によく分かったんですが、短時間で形を出していかなきゃいけない中において、それだけ調査を今後していくというのが非常に難しいと思いますので、そういったやり方についてもこの調査会で何か方向性が出せればいいかなというふうには思いますので、みんな各委員で共有したいことだと思います。

【鍋島課長】 ありがとうございます。

【小島会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

お願いいたします。

【齊藤委員】 齊藤です。ちょっと余計なことになるかもしれませんが、見せていただいたこの新型コロナの、東京文化財研究所の資料を使っていただいてありがとうございます。これ、実は伝統芸能関係の影響についてまとめたものをここに使ってくださっているんですけども、ページ数振っていないので分からないんですけども。今、画面で共有してくださっているのなんかそうなんですけど、これで見ると、伝統芸能に限らないんですけども、舞台芸能というのはお客様に来ていただいて入場料を頂いて公開するという部分が非常に大きいことはあるんですけども、実はそれ以上に、伝統芸能のほうは、これあるリサイタルなんかもなさっている邦楽の箏曲の演奏家の方の今年の芸術祭参加作品のパ

インレットの御挨拶を最初に見ていたら、「実演家の多くが生活の糧となる教授活動の場をも失っています」という一言で始まっているんです。公演がありませんというのは全分野共通なんですけれども、伝統芸能というのは特に、実は自分たちが身につける教養として、日本人が今まで身につけてきたような形での展開が、例えば、卑近な話ですけれども、私の母は何もできなかつたくせに嫁入り道具にお琴を持ってきたりしていた、そういうふうな教養の一つとして、芸術作品を鑑賞することプラス自分が身につけるといような教授の仕方が伝統文化関係では行われてきたのかなと思います。こういうところには数字としては出ないんですけれども、実際に伝統芸能の三味線、お琴、能の方々が苦勞しておられる一つの原因は、お弟子さんに教えることができなくなっている。ゴルフもトーナメントで活躍している、よりすぐれたプロの人たちもいるけれども、非常に多くの方々のコーチングプロでゴルフの世界も成り立っているようなところがあると聞いたことがありますけれども、伝統芸能のほうもそういう面があります。

すみません。これ直接関わらないように見えるんですけれども、今後伝統文化に関する支援について考えていくときに、生活文化がまとめてくださっていますけれども、教授する場が大事なんだ、それが書道、茶道、華道について今回、食文化もそうですけれども、かなりきつい状況になって、これ芸能関係も実は同じ面がございますので、念のためちょっと付け加えさせていただきました。ありがとうございます。

【小島会長】 御質問というよりも補足をしていただきました。

オンラインで御参加の委員の先生方、御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

限られた時間ですので、少し進行のほうを急ぎたいと思います。このままもう進めてよろしいですか。

今何点か事実確認や補足説明をいただきましたけれども、文化財をめぐる状況について、そして、この調査会での主な検討事項等について御説明をいただきました。この調査会には各分野の御専門の先生方に委員として御参画いただいておりますので、今の御説明の内容にも関わりますけれども、各先生方が直面されている課題等、御経験されていること等を順次教えていただいて、さらにこの調査会での議論を深めていく、内容をちょっと確認していきたいと思います。

初回ですので、順番に五十音順で、御発表というか御説明をしていただこうと思うんですが、五十音順でいきますとちょうど中ほどの竹内委員が授業の兼ね合いでちょっと早めに順番を変えてほしいということですので、一人4分から5分ぐらいで御発言をいただきました

いんですけども、岩崎委員、竹内委員、甲斐委員、齊藤委員、都竹委員、鍋島委員、松田委員、そして、島谷代理、滝代理、私も少しだけお話をさせていただきたいと思いますので、この順番で進めていきたいと思います。お一人4分から5分ということですので、やはりここでもう三、四十分は優にかかってしまいますけれども、初回の会合ですので、皆様の御研究ですとか、活動のことの御紹介も含めて御報告をしていただきたいと思います。

最初に岩崎委員、よろしく願いいたします。

【岩崎委員】 岩崎です。私は京都大学にあります博物館に勤務しています。2001年からほぼ20年になります。日本史を専門としておりまして、日本史資料を主に担当してきています。そして、その関わりで、地域の文化財行政、滋賀県ですとか、大阪府ですとか、その辺りのところに関わってきている者です。

今回のこの企画調査会に入りまして、配っていただきました資料を見て、そういういわゆるこれまで文化財保護法が保護の対象としてきた資料、それを私は担当してきているわけなんですけれども、その立場から少し不安があるといいますか、うまくいくんだろうかというようなことを考えましたので、それについてお話をしたいと思います。

事前に文化庁の担当者のほうから御連絡いただきまして、無形文化財、無形民俗文化財の登録制度の在り方について、書道や食文化を含めた生活文化の保存・活用の在り方、それから、地方における登録制度の在り方、こういった事柄について意見があればというような御連絡をいただいているんですけれども、今それに従って少し話をしたいと思います。

まず、登録制度についてなんですが、先ほど文化庁のほうから御説明がありましたように、近年地域計画というのを立てていて、各地域で、市町村で、その中にそれぞれの地域のお祭りであるとか、そういうことが地域文化の特色として上がってきていると。そういう枠組みの中で、例えば、お祭りに使うおみこしとか、あるいは、そういう祭りの行事そのものを保存していきたい、そういう声が上がっているのが実態なんだろうと思います。

そのことについて、保護の対象としていくというんですかね、登録という形で網をかけたって、支援していくということは非常にいいことなんだろうと思います。とりわけ東日本大震災の後などは、地域が災害で壊れてしまうというようなこともありましたし、それから、今は少子高齢化で地域自体がもう維持できないというような中で、そういう声地域から上がってくるということはとても大切なことだし、国としてバックアップすることは非常に重要なことだろうというふうに考えます。

ただ、これを、範囲を広げるということかと思いますが、これまで有形に限定されていた

ものを広げるといふことかと思ひますけれども、広げるに当たっては、既に登録制度を運用しているその分野の課題あるいはメリット、その辺をやはりきちんと精査をして取り組んでいくべきではないかと。例えば、先ほどのお話がありましたけれども、私が対象としています絵画とか古文書、これは美術工芸品の中に入りますけれども、登録制度が始まってから多分十五、六年になるかと思ひますが、まだ十五、六件なんですね。一方、建物のほうは万単位を超えているぐらいだったかと思ひます。そのように、非常に差がある。

それはどういふことか、これ私の勝手な想像ですけれども、登録するといろいろな義務といふか、責任が出てくるんだけれども、それに見合ったようなバックアップがないと、負担だけが増えるといふことがあるんじゃないか。だから、既にあるその登録制度の運用といふのがうまくいっているのかどうかといふことを検証することなしに広げるといふことが、本当によい形で広げられるのかどうか不安に感じているところです。

京都については、建物の登録文化財が維持し切れずに、破壊、壊されて、そして、登録文化財を外れるといふようなことが幾つも起こっています。つまり、登録といふ制度自体が、何といふんですか、機能していないといふ部分もあるわけですね。

ですから、登録が進まない領域、あるいは、登録が進んでいるんだけれどもそういう形でうまくいってない部分といふのがありますので、ぜひそこら辺のところはきちんと精査をした上で、この登録制度の是非について議論をしていただきたいなと思ひています。

長くなって、すみません。もう1件、生活文化についてです。今日の御紹介にありましたとおり、学術的な問題とか、そこら辺がなかなかまだ、いわゆる生活文化について難しい段階にあるんじゃないかといふ意見が文化庁でのワーキングでお話に出ているといふことがありました。

私は少し違う観点からお話をしたいと思ひますけれども、今日改めて世界文化遺産化と、それから、世界無形文化遺産といふ両方のホームページを見てみました。そして、そこに規定されてあることを見て、なるほどそんなのかといふふうに思ったんですね。世界文化遺産のほうは、普遍的な価値を持っている文化遺産を指定していくといふ、そういう動きです。ユニバーサルなものですね。これに対して、無形文化遺産のほうは、類いのない価値、ほかにない価値といふことですね。つまり、それぞれの地域独自の文化的なものを遺産として把握していこうといふローカルなものになります。恐らくは普遍的な価値を持たないんだけれどもそれぞれの地域で残したいものといふのがあはずで、そういうところに網をかけていくといふような、そういう発想だったんじゃないか。世界遺産の歴史

をきちんと見ていませんけれども、対象とするもの自体を見てそういうすみ分けがちょっとあるのかなというふうに考えたんですね。

今生活文化というふうなもので対象とされている事柄というのは、定義もまだ今難しいですし、それから、文化財として把握することその方がいいのか悪いのかということは十分に検討されたほうがいいと思います。なぜならば、美術工芸品は変えたら駄目なんです。現状変更の届けをしなきゃいけないというのはどういうことかということ、変えたら駄目なもの。しかし、生活文化、食文化にしる、そういうものは、創造性というんですかね、変わっていったいいもの、あるいは多義的なもの、範囲が広いものとして存在するわけなので、そういうものを、文化財という価値の中には当てはめてしまうと変われなくなっていく。自由な活動が抑制されてしまう。文化芸術基本法が規定しているような振興というところの阻害要因になっていくんじゃないかという見方もできると思うんです。

ですので、世界が、ユネスコが世界文化遺産と、それから、無形文化遺産という両用で制度の枠組みをつくって、そして、その保存を展開しているように、日本でも、いわゆる普遍的な価値的な、非常に確固とした価値を求めるものは文化財保護法で、それ以外のより多義的な形での文化的な所産を保護していこうというようなものはちょっと別枠で考えていったほうが、よりそれぞれの文化の特質に合いながら振興していく、あるいは、継承していく、変わりながら発展していく、さらに新しいものをつくっていく、そういう土壌をつくっていくことになるんじゃないか。だから、文化財と、それから、そういう別のどういう言葉がいいのかは分かりませんが、日本的であるんだけれども、伝統的であるんだけれども変わり続けていって、さらに発展できるもの、そういう枠組みを分けて考えることができないのかということを考えています。

すみません。長くなりました。以上です。

【小島会長】 ありがとうございました。

時間が限られておりますので、四、五分程度ということで再度お願いしたいと思います。

岩崎委員からは、登録制度のことについてと、生活文化についての御意見、御指摘をいただきました。

では、続いて、竹内委員、お願いいたします。

【竹内委員】 よろしく申し上げます。私は民俗学のほうから食文化的なことを研究してきました。個々の事象というよりは、その食文化がその地域の社会とか文化の全体性の中でどのように展開しているのかとかということに注目してきました。

私現在第5専門調査会、民俗文化財のほうと、それから、食文化のワーキンググループのほうに入れていただいて、議論に参加させていただいているんですけども、本当について最近までその食文化は文化財には入ってないので、この文化財というような、そういうシステムの中で自分が議論をすることになるとは思ってもみなかった。食文化というものをどういうふうに考えていくのか、さっき岩崎委員がおっしゃられていたみたいに、非常に多義的だし、多様だし、食文化という言葉で様々な側面を持っているかと思います。先ほどの芸術性もありますし、あるいは歴史的な価値だったり、あるいは地域に独特の希少性とか、そういうものもあって、ですから、従来の文化財のこれに当てはめて食文化が文化財として考えられるというよりは、ありとあらゆる今まで議論されてきた、使われてきた文化財の考え方をどういうふうに運用できるのかできないのかということがすごく大事になってくるかなと私なども思っていたので、今、岩崎委員のほうから、文書とか絵画とかという、もう文化財としての検討が積み重ねられた分野からの大事な提言いただいたので、私の中でもそうした視点をしっかり持っていきたいなというふうに思っています。

まだまだこれからいろいろと勉強させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。竹内委員から食文化のことについて御報告いただいたんですが、その中で、岩崎委員からつながる御指摘として、文化財の概念の運用についてという課題も御指摘いただきました。

続いて、甲斐委員、お願いたします。甲斐委員、いかがでしょうか。

【二見文化資源活用課補佐】 一旦飛ばして、後でまた。

【小島会長】 じゃあ、再度また御発言いただくとして、齊藤委員、お願いたします。

【齊藤委員】 すみません。時間が限られていますけれども、まず、芸術文化活動、多様なものが展開されていて、それに対して公的な支援をすることに対する疑問を呈した方もいらっしゃるけれども、過去に、個人がそれぞれ芸術文化活動を支え切れない、お相撲で言えばタニマチと言えるような大きなパトロンがないような、やはり公的支援というのは絶対にあるべきだと思うし、それに対して関わっておられる方も期待が大きいと思うんですね。

ただ、文化庁のほうで、例えば、ホームページを拝見すると、文化庁の仕事は文化芸術と文化財というふうに、あと、著作権とかいろいろ課によって分かれていますけれども、文化芸術のところを見ると幅広く文化芸術の様々な分野が書かれているけれども、今ちよ

っと話題になっている生活文化的なことはちょっと読みにくい。片方の文化財のほうを見てもみると、ホームページにはやはり歴史性というようなことが表に最初にまず出てくる。長い歴史を踏まえた上で今行われているものというのが、何となく国民の感覚としても意識されてしまう。

さっき先生からお話があった現状変更の話なんですけれども、無形文化財、無形民俗文化財に関しては、文化財保護法上現状変更に関する規定はありません。つまり、最初からある程度変わっていくことを想定して、なおかつ、文化財の中に無形を取り入れたんだと思うんですね。昭和25年に保護法ができて既にもう71年たちますけれども、その当時は戦争が終わってすぐで、法隆寺金堂壁画のときは、芸能関係で見れば、歌舞伎座は燃えたままだし、能楽堂も閉鎖されて、能楽師たち、実演家たちは疎開している。こういう状況で、文化財の中にそういう芸能とか工芸技術も加えないと明日どうなるか分からないというような危機感の中で組み込まれたものだと思います。

無形文化財を文化財に位置づけたのは日本が一番最初です。ユネスコは言わばそのままをしたような形になっているんですけれども、当時日本人が事務局長、事務総長だったのかな、ジェネラルド、すみません、ユネスコの事務総長さんが日本人だったこともあって、無形文化遺産の保護制度が進んだように思いますけれども、ともあれ、無形文化財を文化、無形の様々な技を、文化財保護法第2条だと、演劇、音楽、工芸技術、その他無形の文化的所作のうち価値のあるものという規定だったと思うんですけれども、その他の無形の文化財というものを最初に入れたというのは、芸能と工芸技術以外にも将来準備を整えて保護を図るべきじゃないかという当時の先輩たちの思いがあったと思うんですね。

今この時点で食文化、要するに、無文化財や無形民俗文化財の範囲を広げて、本格的にその他無形の文化財というのはどんなものがあるかって、どういうふうに保護を図るべきかという議論が行われること自体は、私はここに参加させていただいて、ある意味非常にわくわくしているんですね。70年間、皆さん苦勞してこられて、実を結ばなかった。それだけ苦勞の多い分野であろうと思うんですけれども、もう少し前に進みそうな気がしています。

長くなってすみません。一方で、食文化のほうのワーキンググループの方々が書いておられるように、非常に慎重に文化財という概念の中に当てはめにくいんだということを客観的に評価されている。この問題は絶対あると思うんですけれども、端的に言えば、食文化、様々な郷土芸能や日本料理、会席料理、日本独自の接待も含めた日本料理文化と言う

べきかもしれませんが、そういうものを大事にするのはとてもいいことだと思うんですけれども、文化財保護法のスキームに、先ほども御指摘がありましたけれども、組み入れることのメリットとデメリットをやはり考えたほうが良いと思うんです。

ただ、変えてはいけないというのは、無形と無形民俗に対するちょっと誤解に基づくものだから、今民俗芸能、小島先生のほうの御専門になるかなと思いますが、お祭りなんかも、これを絶対変えちゃいけませんなんてことは文化庁は言っていないですよ。地域の方々がちゃんとそのお祭りをやるために、例えば、日にちを少しずらしても、この頃土日に集まっていることが多いですけれども、あれも参加する方々が自発的にこの行事を次に続けるために曜日をずらそうかと、趣旨は変わらないんだという思いで変えておられるんだと思うんです。そういうところは細かく、実は続けてくだされば良いんであって、うるさく規定はしていない。その良さをこういうその他の無形文化財の保護についても、もし文化財保護法の中に組み入れるんだしたらそのまま生かせるかなとは思いました。

また、それと、現代アートに関しては、さっき言った文化財が歴史性ということ踏まえる点から見れば、今を対象にしていますから、文化財のいわゆる国民の何となくあるイメージを完全に覆す、今行われているものをどう支援するかというのは、今までは文化庁の中では芸術文化の中で位置づけて積極的に展開してきたと思うんですね。

ただ、芸術活動の中でも、大丈夫ですか、またにしましょうか、大分時間たっていますね、芸術活動は文学的なもの、それから、美術活動、それから、芸能というふうに、古典的には美学で分類されますけれども、美術活動に関しては、現代美術に関しては、たしか文化庁がやっておられるのは海外での展示の支援、それから、プラットフォーム構想がありましたか、国立新美術館か何か事務局になっておられる、何かそういうふうに扱っておられる部分があるんですけれども、積極的な後継者を育てるとか、そういうところにはまだ行っていないようですね。

ただ、これは後で教えていただけると思うんですが、書道なんですけれども、あれは美術でもあり生活文化でもあるということなんですか。それはまたおいおい教えていただければと思います。

早口になっていって申し訳ありません。何か思いが募るばかりで分かりにくかったかもしれませんが、よろしく願います。ありがとうございます。

【小島会長】 ありがとうございます。無形の文化財、無形の民俗文化財については造詣の深い齊藤委員からの御発言でしたけれども、無形の場合は時代や社会という器がもう

変わっていく中での文化財としての位置づけを検討しなければなりませんので、当然変わっていくことや、変えながらもそれが続いていくという、そういった評価もそこに加わっていくこととなりますので、この調査会で今後議論していく事柄についての一つのコメントをいただいたことにもなります。

甲斐委員については後に回っていただくことにいたしまして、続いて、都竹委員、お願いいたします。よろしく願いいたします。

【都竹委員】 飛驒市長の都竹でございます。よろしく願いいたします。

この中で市町村長私だけなんで、地方の立場といいますか、市町村の立場少し代表してお話しさせていただきたいと思うんですけども、今回登録文化財、特に無形の部分、それから、無形民俗文化財の部分、今制度ない部分をどうしていくのかという大きな議論だと思うんですけども、こうした部分、今私どもの飛驒市もそうなんですが、地域資源の掘り起こしという大きな、要は地方創生のテーマの中で一生懸命取り組んできております。

やはり地方創生というのは、結局地域の資源をいかに掘り起こすか、しかも、そこにしかないこういうものをどうやって掘り起こすかというのは大きなテーマですから、その中で、今回の議論にあるような、昔からあるもので、必ずしも指定をされてない、あるいは、登録文化財になってない資源、これは芸能もそうですし、新しい食文化もそうですし、そういったものをどう掘り起こしてくるのかというのは大きなテーマです。その点で、今回の御議論、大変時宜を得た的確な議論が今回なされようとしていること、大変歓迎をいたしておるところでございます。

これ私どももずっといろいろな取組を進めてきておるんですが、やはり地域振興的な観点の中で取り組んでいるときはいいんですけども、少ししっかり調査をしたり、保存したりということになると、学芸員の力がどうしても必要になるんですね。学芸員の力が必要になるんですが、このマンパワーの不足ということにどの自治体も大変苦労しているんじゃないかというふうに思うわけです。

私市長になって5年目ですけども、市長になったときに学芸員1人でありました。今4人まで増やしてきて、これでやっとなんかいろいろなことができるという状態になっている。そうすると、地域における掘り起こし、先ほどありました文化財の保存活用地域計画もそうなんですが、なかなか私ども今踏み切れていないのはマンパワーの不足があるところが大きな原因でありまして、そうすると、その後、特に学芸員不足ということをどう解消するのかということが一つ論点としてあるのかなということをおもうわけでありまして。

それから、これは登録文化財についても言えることですが、制度として何か登録をして保存して活用していこうということになった場合に、財源がなかなかついてこないという問題があります。市内の建物の中で登録文化財どうでしょうみたいな話をするところがあるんですが、やはり所有者のほうからするとそれで制約がかかるのではないか、かえってお金がかかるのではないか、そうした不安を持たれる方もあります。実際にある程度残していこうとすると財源の苦勞がありまして、そこについてやはり手厚い制度というのはどうしても必要なかと思うわけですね。補助じゃなくても、地方交付税の、特に特別交付税での措置というのが一つ考えられると思いますし、現在も地域計画の対象になっているんじゃないかと思うんですが、そこら辺の手厚さということもあるのかと思います。

ただ、そうしたマンパワーの不足とか、財源の問題を踏まえたとしても、無形文化財、無形民俗文化財に相当する部分、あるいは、様々な食文化から、芸能から、こうしたところを指定ができるということは、保存に対するモチベーションが確実に地方につくというふうに思います。残していかなくちやいけないんだと。そうすることによって、調査が今度是可以できるようになりますから、過去からの歴史とか、今どうなっているのかということがしっかり目が行き届くようになるという意味では非常に意義があります。今は財源がなくてこない、人がついてこないということがあったとしても、また10年後、20年後、将来の地方創生といいますか、地域の創生の核になる、種になるということもあると思いますから、少し長期的に将来の種をまくという観点で議論していくことも必要なというふうな思っております。

もう一つ、具体的に、じゃあ、制度をつくる際にどこで線を引くのかという問題もあります。例えば、何十年たっているもの、あるいは、評価が定まったものを認定するということは非常に重要な問題かと思うんですが、他方で、比較的歴史の浅いものというのは文化財として育てていく途上にあるという見方ができます。実際に私どもの飛騨市内でも、平成4年頃にできて、もう今はすっかり昔からの伝統行事だと思われるようなきつね火まつりという祭があります。これは平成4年に創作で始まったんですが、立派な仕立てになっていて、もう見る人からすると昔からやっている祭りだと思われるんですね。特に旅行者の人なんかはそう思われる。今後も恐らく変貌していくでしょうし、成長していくんだと思うんですが、そうした育ちゆく文化財というようなものの観点を入れる。つまり、今ある現状を変えちゃいけないんだということじゃなくて、変えることが前提になっているというような議論を入れていくということも大変大事ではないかなと思います。

実際、私どもの町で、国指定の重要無形民俗文化財の古川祭という、ユネスコの無形文化遺産登録もされている祭りがございますけれども、これは本当に戦後非常に変化してきた祭りなんです、指定をされた段階でやはり変化が止まるんですね。なかなか変えられないということで止まります。これはいい面、悪い面両方あると思いますけれども、その是非云々ということではなくて、新しいジャンルでこれから議論しようということについては、そうした変化を認める、育ちゆく文化財的な考えを入れていくということが大事ではないかなと、そのようなことを思っております。

そのような問題意識で、今後の議論に参加させていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ちょっと長くなりました。以上でございます。

【小島会長】 ありがとうございます。地域、現場からの視点で御発言をいただきました。その中で、地域の暮らしというのは、ままするとそこで暮らしていることが当たり前ということになってしまうんですけども、それを客観的に捉え直していく、評価していくという役割を果たしてくれるのも学芸員という専門職ですので、マンパワーとしての学芸員の必要性ということについても御発言をいただきました。ありがとうございます。

続いて、鍋島委員、よろしくお願いいたします。

【鍋島委員】 私は台東区の小さな博物館に勤めております。今お話にもありました学芸員をしております鍋島と申します。非常に小さな博物館で、書を専門とする博物館でございます。もともと私立の博物館で昭和の初期にオープンしたんですけども、台東区に寄贈されて、今20年近くたっているというような状況です。私の関わっているのは本当に有形文化財という、本当に3,500年前の甲骨文字からずっとありまして、書の歴史そのものを扱っている博物館なんですけれども、博物館自体がそれこそ有形文化財をどうやって守るかというような立場の博物館でございます。

今回、いろいろ食文化とか、そういうことではなかなか全然意見ができないとは思いますが、やはり無形、有形というふうに考えると、私どもの立場は本当に有形をどうやって守るかということなんです、先ほど齊藤先生から、書道は美術なのか生活文化なのかというふうにお話が出ました。美術というふうに考えたときは、それは形、作品というその形を主体とすれば美術として扱うことになると思うんですが、例えば、生活文化というふうになると、書く行為、お習字を頑張ろう、書き初めを頑張ろうという子供たち、大人でもいいんですけど

も、そういうその書く行為ということ、それが生活に根づいている。そういうふうにと考えると、人というものを主体としたら生活文化になるのかな。でも、書は人が書くので、結局美術でもあり生活文化でもあるんじゃないかなと、先ほど先生からの御質問があったときに、ふと頭の中でそんなふうを考えておりました。

今回生活文化ということでは、実は京都の地域文化創生本部のほうで、今生活文化の振興ということでプロジェクトを立ち上げておまして、その委員の一員として私も参加させていただいているんですが、やはり書というものが、先ほどのコロナの影響のこともありましたけれども、やはり展覧会活動とか、それから、お習字の塾そのものが今立ち行かなくなるとか、そういうコロナの前後で非常に世界が180度変わってしまっていて、実際にこのプロジェクトは実はコロナの前からずっと始まっているんですが、コロナという問題があって、随分アンケートの内容も変わっただろうし、私はもうそこは絶対コロナということは抜いてはいけないと思うというふうに提言しているんですけども、コロナで書道の文化が、もしかして廃れるということはないかもしれないですけども、これだけ人口が減ったり、それから、書道博物館でもいろいろ御案内を出しているんですけども、今回やはりお教室を閉鎖しましたというふうに、だから、もう御案内を送らなくていいですよというような、そんなふうにお電話やお手紙を頂いたりしているので、実際書道塾とか、そういうものも少しずつ減ってしまっているのかもしれないというのを実感しております。

ですから、書道人口自体がやはりどんどん減っていく状況にあるかもしれないですし、展覧会がないというのはやはり自分を発揮する場というか、発表する場、それから、それを糧に頑張っているという、なかなか頑張れないというところもあったりして、生活文化としての書というのはやはりちょっとコロナというのは非常に大きな今回問題であるなというふうに感じております。

私の博物館でもやはりずっと休館をしておまして、6月の末ぐらいから開館したんですけども、やはりもうワークショップとか、ギャラリートークとかは今は全て中止にしています、とにかく見るだけという。東博のように予約制まではしていないんですけども、やはり人数制限をしていたりするので、入館者というのはもうがたっと減っていますから、もちろんその収入も減っていると。それはもうどの博物館というか、世界的に見て全部博物館、美術館はそういう状況なんじゃないかなというふうに思っていますが、だから、経営的な問題もコロナということで随分博物館として、でも、私は書の世界にいる人間なんですけれども、書もちろんそうですけれども、博物館全体でもそういう問題があるなとい

うふうに感じております。

だから、実は書は日本の日本書道ユネスコ登録推進協議会というの立ち上げて、ユネスコに登録しようというふうに動きがずっと今まで来ているんですけども、そういう意味でも、やはり書というのが書き初めということで今回登録しようというふうに思っているというふうに、一つのテーマとして考えているんですけども、でも、なかなか書き初めできない状況で、実は私近くの小学校で毎年書き初めのときに書き初め大会の先生をやっているんですけども、今年はやはりそれが中心になったとか、そうか、書き初め自体も中止になるんだというような、何かそういう、学校自体も今まで盛り上げてきた書き初めということがちょっと中断するとか、なかなか教育の現場でもそんな問題が起きているなというふうなことを感じています。

全然今回のことは関係ないかもしれないんですけども、一応書道という立場で何かあればいろいろ意見をしたいなというふうに思っております。以上でございます。

【小島会長】 ありがとうございます。書道については今後の議論の中で具体的な題材としても上がっていくと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

松田委員、お願いいたします。

【松田委員】 松田でございます。私は東京大学の文化資源学研究室というところに勤めておりまして、専門は文化遺産や文化財の制度、また、その制度を支える思想です。そう言う、どのジャンルの文化財の専門家なのかと聞かれることがあるのですが、全てのジャンル、すなわち文化財全体を見ていて、それこそが文化財を支える思想を考えることなのだというふうに答えております。広く浅いと思われるかもしれませんが、そのようなスタンスの研究者がほとんどいないので、割り切って文化財の全体像をつかもうということで研究を進めております。

今回企画調査会にお声をかけていただきまして、最初に思ったのは、もう文化財保護法を変えるのかということと、また変えるのかということでした。2年前に相当大きな法改正を行って、その際にかなり議論をやったと理解しているのですが、もう変えるのかと正直思いました。あと、随分と短い期間で議論をするということで、何かどこか結論はもう決まっているのかなというような、ちょっと警戒心も最初あったことを正直に告白いたします。

ただ、どういったことを議論するのかという御説明を受けまして、無形文化財、無形民俗文化財の登録制度新設の可能性についての議論が多く出てくるのではないかとということ

が分かり、それであれば有意義な方向の改正なのかなと思って、私も実はわくわくしております。指定はどこかやはりトップダウン、上からのものであるのに対して、登録はボトムアップであり、私は文化財保護における市民参加を重要視しておりますので、これは有意義なことなのかなと思いました。

今回課題、論点をまとめていただきましたが、それに関して思ったことをごく短くだけ申し上げますと、資料の参考の1-2、これがポイントなのかなと思いました。この表でいうと、右下の無形文化財と無形民俗文化財の2つの登録制度がないところに、新たにつくっていく方向に向かうのかなという予測はしておりますが、ここの区別をどうするかは重要な点かという気がしました。登録有形文化財、登録有形民俗文化財であれば何となく差が見えやすいと思いますが、登録無形文化財、登録無形民俗文化財の差はまだ見えにくいいため、ここは慎重に議論すべきかと感じました。

無形文化財のうち優れたもの、とりわけ重要なものを指定するというのも分かりやすいのですが、また地域にある無形民俗文化財のうちより全体の日本の地域の中での生活に根差したものを指定するというのは分かりやすいのですが、登録ではより広い網をかけることになるので、登録無形文化財、登録無形民俗文化財の2つをどういうふうに概念整理するのかというのが気になりました。

食文化ワーキンググループで小浜市さんの説明を最近聞いて面白いと思ったことがあります。小浜市では、へしこ・なれずしを作る技術を市の無形文化財に指定しているのです。これを聞いたときに、市指定の無形民俗文化財じゃないのだと思って、質問もさせていただきました。今回我々はこれと同じような話を国レベルで考えないといけないと思いますので、これは一つ論点かなと思いました。

それから、2番目に、これは岩崎委員もおっしゃっていたことですが、登録制度の中で既に立ち上がっていて、非常にうまくいっている有形文化財の建造物とそれ以外のものとの間の差が大きいので、なぜ建造物はうまくいっていて、ほかのジャンルではそこまでうまくいっていないのかをやはり精査した上で、我々も無形に関する登録制度を考えるべきかなと思いました。

それと、最後に、国と地方公共団体の役割のすみ分けといいますか、役割分担も慎重に考える必要があるかなと思いました。例えば、建造物であれば、国の登録文化財（建造物）が地方指定を受けると国の登録は原則解除されることになっていますけれども、無形の場合はどのようにするのか。例えば、無形民俗文化財を国として登録したものと、地方公共

団体が指定したもの、あるいは、登録したものは、どこまでどういうふうに関与分担するのかなというのは、この企画調査会の中で注意して議論していきたいと考えております。

私からは以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。齊藤委員の御指摘ともつながる内容もあったかと思えますけれども、今見ていただいているこの無形文化財、無形民俗文化財の登録についての検討をする際、主体をどう捉えていくということが大きな課題になっていくんだらうと思います。有形の場合は対象物がもう物ですから、それに対して、無形の場合はそこに人や集団が関わって行って形成されたり維持されているということがありますので、この調査会の中での到達目標とすると、最後の段階で議論を詰めなきゃいけないところだと思います。ありがとうございます。

甲斐委員、大丈夫でしょうか。

【甲斐委員】 失礼いたしました。私、兵庫県教育委員会の文化財課長をしております甲斐でございます。イヤホン等の調子が悪くて失礼いたしました。聞き洩らしたところもたくさんあるんですけども、まずは、兵庫県の教育委員会のほうで進めております保護措置のことを説明申し上げます。

兵庫県では、平成18年に建造物の登録制度立ち上げました。これは平成14年度に県独自の歴史文化遺産活用構想というのを策定したんですけども、それを基にしまして、町の顔であります建造物、これを歴史的景観と調和したまちづくりに活用しようということで制度化して運用しております。

ちょうど今年度なんですけれども、無形民俗文化財につきましても今登録ができないかということで検討しておる最中です。といいますのは、昨年度までに文化庁の補助金を頂きまして、祭り行事調査というのを全県で調査を行いまして、県内の祭り行事の実態がおおむね把握できたということ、それを受けまして、保護措置が取られているものが本当に少ないということと、それから、事業の実施状況が危ういところが意外に多いんだという実態が分かりましたので、それを受けまして、何か制度をつくり上げられないかということとで考えております。

建造物は所有者が変わっても維持できますが、無形民俗文化財、特にお祭り等につきましては担い手が地域そのものになっております。ですから、どのような制度をつくるのか、県の登録制度についてもいろいろな意見を聞きながらやっているんですけども、なかなかまだ形は見えておりません。

地域のコミュニティの変化、これが一番大きな祭り行事の衰退の原因なんでしょうけれども、文化財サイドだけでの取組が功を奏するということはないと思いますので、いろいろな施策を県としてもやっておりますが、文化財としてできることというのは、恐らく価値づけをすることによりまして、地域の誇りの空洞化というんですかね、そういうものに何とか対応できないのかなという思いで今進めているところです。

今2つの制度、2つの分野につきまして登録制度について運用したり検討している最中です。文化財のそれぞれの分野で取扱いが異なるということがあると思いますが、京都府では全ての分野について登録という制度がある訳ですが、兵庫においては、その都度の制度改正しかできていないという実態でございます。

それから、お話伺っていて思ったんですけれども、どのような登録制度にするのが本当にいいんだろうかということを考えております。最初の岩崎委員でしたか、これまでされていることの検証という、非常に大事な視点をおっしゃいましたが、私も思っていたところです。これまで無形民俗文化財、無形文化財等に登録制度がなかったことの意味もやはりあるのではないかなと。有形のものでないとなじめないというような側面があるのではないかなということもちょっと思っているんですね。ですから、文化庁の調査官の方々がどう思っているのか、学識者の方々の御意見はどうか、幅広く聞きたいところです。

建造物の登録制度が非常に数が増えていて、成功しているように見えます。建造物につきましては、後に指定になるような立派な建物、それから、そうでないものを含めた非常に幅の広い制度だと思っております、建造物については。活用を主体とする制度だということが一つの背景にあるのかもしれませんが、それに対しまして、記念物等のほかの登録の制度というのは、指定の予備軍のリスティングをされているのかなというような印象がありますので、やはり一言で登録という言葉で表現されておりますけれども、運用の仕方が随分と分野によって違うのかなということがあります。国が登録制度を拡充するということは非常に意義深いことではあると思うんですけれども、県や市町の状況というのはどうかということを少し思っています。5月に文化庁がアンケートを取られております。その一部がたしか今日の資料4に出ていて、登録制度を持っている市町が80でしたか、あるというようなことがありましたけれども、それ以外にも地域で認定をするような制度というのを、アンケートを取られているはずなので、それぞれの地域に密着した市町での認定制度ということが意外と有効なのではないかなという思いを持っておりますので、意見として申し上げます。

最後に、私は現代アート等はなかなか縁がなくて、疎いところではあるんですけども、やはり齊藤委員もおっしゃいましたように、歴史性というのが文化財の場合は一つキーワードとしてある、これまで持ってきたものですから、そこに少し違和感を覚えました。ですから、そこを説明ができるような仕組みをつくり上げていかないことにはなかなか難しいのかなというようなことを思いました。以上です。よろしくお願いいたします。

【小島会長】 ありがとうございます。建造物の登録制度がなぜうまくいっているのかというようなことについての御発言もありましたけれども、少し先を急ぎたいと思います。

島谷代理、お願いいたします。

【島谷代理】 限られた時間ですので、私が思っていることを若干述べさせていただきます。

いろいろな意見が出ておりますが、今文化庁が取り扱っている有形文化財などは、皆さん現代アートとまた違うものだとお考えになられているように思います。しかし、全て残されている文化財は当時の現代アートです。だから、現代アートを区切って考えるというのはちょっと違うような気がします。作業的に分けるというのは当然そうだと思うんですが、例えば、書の歴史を考えてみますと、まず、甲骨、篆書ができて、隸書、草書、行書、それから、楷書という書体の歴史があります。日本にそれが渡ってきて仮名ができていうふうに、書体の変遷が当然あるわけなんです、さらに日本の書の歴史を考えると、明治以降いろいろな形で展開し、戦後になると少字数作品、文字を限定した作品を作る小字数作品、それから、調和体といって、漢字仮名交じりのもの、篆刻、いわゆる判こですね、の方寸の世界という技術です。また板に彫る刻字、さらには前衛というふうに、各分野が時代ごとに出てきています。冒頭に岩崎先生がおっしゃられた、変えてはいけないというのは、どこを変えてはいけないのか、どこは変えていいのかというのをやはり書においては検討していかなくちゃいけないなというふうに、お話を聞きながら強く思いました。

書はアートであり、ですから、生活文化でもあるというところがあります。古く平安時代は、書は教養の一つとして、文字が高く、字がうまいというのが評価されております。そのところ考えていると強く生活文化であるというふうに思います。だから、これを登録していく過程において、生活文化の範疇のものと将来の有形文化財のアートの部分とどう線を引いていくのか、いろいろな課題があると思いますが、文化庁さんが取り組まれようとするのは各生活文化のもの、食文化のもの、いろいろなものを活性化していこう、そ

して、残していこうということであるというふうに理解しておりますので、そういったところを共有した上で書はどうあるべきか、どう分類していくかということを考えていけばいいのではないかと思います。

【小島会長】 ありがとうございます。少し全体を調整するような視点で御発言をいただきました。ありがとうございます。

滝代表、お願いいたします。

【滝代理】 ぐるなびの滝でございます。食文化が議論されるということも大変うれしく思う1人です。常に65%をザラ場を超えているジャンルにその国の固有の文化がある。日本はいろいろなチェーン店でできていますけれども、ザラ場が65%を超えているんですね。約50万件あるんですけども、ザラ場ですから毎年10%消えちゃうんですね、潰れちゃう。でも、10%生まれる。その原点にあるのが日本民族なんですね。最も亜鉛の摂取量の高い民族だそうです。石川県立大学学長の西澤直子先生、あの遺伝子組換えの先生がよく言うんですけども、2%で世界一の摂取量が高い民族。亜鉛の摂取量と味に対する敏感さというのは非常に関係が高いんだというようなことで、僕が勝手に言っているのは、ぐるなびは世界に断トツに誇る食文化を守り育てるんだというような理念で仕事をスタートしたわけですけども、そういう意味で、縄文時代からの長い民俗歴史の中で、日本の食文化は、特にアミノ酸の世界は本当に特別に高い技術も科学でもあると思うんですね。

そんなことで、ちょっとまとめていきまして、食文化というのはある意味でいろいろな要素、一つの特徴が、多様性、変容性、食文化は生活と密着して国民一人一人が担い手、そのため、従来の官が主導した文化財指定のやり方をそのまま適用するのは困難ではないかなと思っています。食文化継承の担い手が自主的に保存・活用する取組をサポートする制度があってもよいんじゃないかなというふうにも考えています。

2つ目の食文化の特徴は、有形無形の僕は複合文化というふうに思います。食は料理だけではなく、料理を供する空間、部屋のしつらえ、照明、器、接客、おもてなしなど、料理を取り巻く有形無形の文化が融合して生み出された総合芸術と。そのため、食文化のような複数の文化的な要素が一体となって一つの文化的価値を創造しているものがきちんと評価、保存、活用されるような制度にすべきではないかなと。

実は一つだけ成功した小さい話をお話し申し上げますと、京都の門川市長から、滝さんね、京都はお客様がたくさん来過ぎてはいるんだけど、やがてのことも考えて、朝の

観光を形にしたいんだけどという話がありまして、数年前だったんですけども、朝観光ですね。清水寺は6時に開いているし、京都駅前の温泉も、駅の線向こう、5時に開いているというようなことの中で、僕が提案しかけたのが、実は芽生会の80の老舗のおかみさんに、この門川さんの夢を実現するのに皆さんの応援が欲しいと。実は朝がゆです。朝がゆの毎日のメニューを皆さんが入れてくれたら、これは大変な話題にもなるし、利用されるんだと思うんだという話で、結果的に、瞬間なんですけれども、旅行の専門であるじゃらんなんかのアクセスを超えたこともあるんです。それは何かというと、実は80の老舗は、芽生会の吉兆さんも含めて、その庭であり、その掛け軸であり、そのおかみさんの花を生ける話であったり、あるいは、お茶受けしませんかと言って入っていったらばか者扱いされるわけですが、そういう会話そのものにもトータルに非常に日本の積み上げられた文化が詰まっているというか、そういうようなことで、ここの複合的なのというのは、それが、欧米人が多かったですけども、物すごい日本ファンの日本の古き文化に興味のある人たちが皆アクセスをしたんですね。

そんな意味で、結構評価は世界的な評価もある、そのある対象物は、どうも有形でもあり、無形でもあり、複合体でもあるし、多様性でもあるし、変容性、特に京都の八ツ橋はもう今もあるわけですけども、でも、毎日進化しているとおっしゃるんですね。そういう意味では、さっきお話ありましたけれども、どうも文化というのはその国民的な要素があって、有形でないところに何かすごい、やがては観光資源につながる何か、観光資源につながるというのは大変な日本の産業になるわけですので、意味があると思うんですね。そんなふうにごう今日こういう形で食が語られて大変うれしく、まとめ方は分かりませんが、うまく何かお役に立てればと思っています。

【小島会長】 ありがとうございます。民俗学でも文化庁で民俗地図をお作りになっていて、食生活に関する記録をたくさん残してきましたし、地域性ということについての大事な研究対象になってきたんですけども、改めて食文化ということで捉えていくことの今回の議論の意味というのを、説明を加えていただいたような気がいたします。

予定していた時刻が迫ってまいりました。資料6の児島委員のご意見を御披露いただけますでしょうか。

【二見文化資源活用課補佐】 私のほうから児島やよい委員の意見書を、皆さん、資料6を手元に用意していただいて、ちょっと早口ですけども、読み上げさせていただきます。

意見書、日本における現代アートの現状について。現在アートは現在進行形で生み出さ

れているものであるため、評価がすぐには定まらないと言われている。しかし、第2次世界大戦後の美術を指す現代美術も既に75年の歴史を有し、日本からも一定水準以上の評価を得ている日本の現存作家を数多く輩出している。だが、その日本の現代作家の作品を所蔵し、常設展示する美術館が少ないことなど、様々な問題が従来から指摘されている現状にある。

日本での現代アートは、1、マーケットが育っていない、2、観客が育っていない、3、公立美術館での作品収蔵が少ないという問題点を抱えている。

その原因として、前述の評価が定まらないと言われている（思われている）ことが、上記3つの問題点に循環的に作用していると思われる。

現代作家にとってこれらの問題点が解決される見通しが立たない（＝日本で活動しても作品が売れず、美術館での収蔵展示が行われない）ことは死活問題である。このため、日本に見切りをつけて海外での活動を中心とせざるを得ず、海外のギャラリーと契約し、作品販売も海外の美術館やコレクターに向けて行うようになる。その結果、日本を代表する現代作家の作品が海外のみに蓄積され、国内に残らないという現状（悪循環）が広まってきている。

例として、村上隆が挙げられる。彼の代表作はそのほとんどが海外の美術館とコレクターの所蔵である。国内で展覧会を開くためには膨大な借用料、保険料、輸送費を払わなければならない。

長期的に見れば、この問題は日本にとって大きな損失であると考えられる。

短期的な問題として、1、マーケットと文化的な価値は相入れないと思われがちだが、作品が売れること、作品を扱うギャラリービジネスが成功すること＝産業として成立することがなければ優れた作家を育成することに結びつかない。

また、近年アジア諸国のアートマーケットは急激な成長を遂げており、その中で日本のプレゼンスは小さくなるばかりである。香港や台湾のアートフェアは活況を呈し、日本はスキップされるという状況である。

2、一方で、現在アートを展示する美術館は若い世代とインバウンドを中心に人気を博すようになっている。SNSの発信が広まり、人々が美術館へ行く動機が劇的に変化している今、インスタレーションなど、現代アートの展示に注目が集まっている。

例として、金沢21世紀美術館、ベネッセアートサイト直島、十和田市現代美術館、森美術館、東京都現代美術館、チームラボミュージアムが挙げられる。

この人気をきっかけとして、観客が育っていない状況は改善のチャンスがあると考えられ、ひいてはマーケットを活性化させることにも結びつけられるチャンスでもあるという。

3、現代アートの動きは早く、評価が定まらないと様子見をし、公立美術館での収蔵に時間がかかっている間に、海外でいち早く注目作家の作品が購入されている。

個人コレクターの役割。今後個人コレクターコレクションに期待するあるいは頼る状況が増えてくると考えられる。公立美術館が購入できない間に日本の若手作家の作品をコレクションし、作家を支援し、美術館へ作品を貸出ししているコレクターによって辛うじて日本の現代アートの問題点がカバーされていると言っても過言ではない。

例として、高橋龍太郎コレクション、タグチ・アートコレクションなどが挙げられる。

しかし、これら個人コレクターは作品の収蔵庫にかかる経費負担や相続問題を抱えており、国や公的機関がそれを支える必要がある。コレクターが自らのコレクションを公立美術館に寄贈、寄託したいと申し入れても、現状では、収蔵庫の不足を理由に断られている。美術館の収蔵品の収蔵庫さえ不足している状況ではやむを得ないと言われるが、このままでは相続の際にコレクションを売却せざるを得ない状況に追い込まれ、結果として海外流出してしまう可能性が高いと危惧される。各美術館の収蔵庫数不足を早急に解決し、また、現代アートのコレクターがコレクションを寄贈することで相続税の負担を軽くするという施策が早期に求められる。加えて、コレクターのコレクションを展示公開する場が非常に少ないことから、まずは国立新美術館をもっと有効活用することを提案したい。

現代アートの収蔵保管における問題、いわゆる絵画、彫刻にとどまらず、映像、インスタレーション、パフォーマンス、インタラクティブ、アート、メディアアートなど、多様な作品の保管に当たっては、従来の収蔵方法だけでは対応できなくなっている。この問題は全世界的に議論が行われているところであるが、国内美術館においても早急な対応が求められる。

以上。

【小島会長】 ありがとうございます。

各委員から、現在御自身に取り組まれている課題、また、直面している課題等について御報告をしていただきました。その中で、幾つか論点があったと思いますけれども、大きく見て2つに整理ができるかなということを思いました。

一つは、この議論を調査会で進めていく上で、文化財という概念をどう規定していくかということです。そのことについては、島谷代理のほうから、文化財とされているものも

かつては当時の現代アートだったということ、その歴史性というのをそういう形で整備することも可能だという示唆もいただけたと思います。

それと、何人かの委員の方々から登録制度についての御意見や課題についての示唆もいただきましたけれども、有形の、いわゆる物に対しての登録制度と異なり、要は、人が関わっていくもの、人が、場合によっては人も世代交代をしていく、そうしたことも背景にあるわけで、物と事という異なる事象への対応をどう整理していくかということが、登録制度について、無形あるいは無形民俗文化財のほうに導入していく上で整理すべき点ではないかということを感じました。

や最後に、私が関わっていることで、幾つかの事例をお話したいんですが、私は現在、有形民俗文化財の登録作業を踏まえて、重要有形民俗文化財の指定対象にするための資料整備作業を続けております。昨年度登録していただいた行田の足袋は、自治体が収集してきた資料なんですね。それを登録制度という形できちんと自治体の中で位置づけることで、自治体が今度はそれを重要有形民俗文化財にというような、そういった機運が生まれました。

今年度報告書を完成させるのが三重県志摩市なんですけれども、こちらについても、散逸しかけていた資料を1回登録という形でもう一度集めて、再調査をして、順調に行けば今年度末に報告書が刊行されますので、重文指定の候補になっていくというようなことが期待されています。

ですから、有形の物については、物は逃げませんので、ただ、その集めた物、残された物についての情報をどうやって確認していくかという問題はすごく大変なんですけれども、有形については、登録制度があることで、私が関わっている3つ、さらに言うと、鹿児島県与論町、これは登録を受けた直後に「登録されたんだから、大事な物だからすぐ町の文化財に指定しよう」ということで、国の登録は解除になってしまいましたけれども、有形の登録制度については地域の方々に、当該地域の日常生活を形成してきたものに対する意識を喚起するという点では、私が関わった4つの例を見ても、非常に有効だなと思っております。

それと、話題として上がった文化財としての評価の対象として、私はさいたま市の大宮盆栽美術館の運営にも少し関わっているんですが、盆栽については海外の方々からの評価のほうが高いんですね。むしろ、観光立国と言いながら、盆栽の位置づけや評価というものをなかなか文化財としての評価につなげられないでいるという問題を抱えています。書

道、華道とはまた違いますけれども、盆栽についてはそういった問題を抱えております。

あと、今日の資料の中にあつた地方の登録制度ですけれども、先ほどお話をした上尾市の文化財保護審議委員をやっております、上尾市の場合はもう条例で登録制度を稼働させております。指定も登録も同等に対応する形で、とにかく続けたい人たちが続けられるように助成をするということで、上尾市の場合はそういう活動も進んでおります。

もう1点、学芸員についてのお話がありましたけれども、千葉県の松戸市で今文化財保存活用地域計画を準備していて、その委員も務めているんですが、その議論を聞いていて思うのは、市役所の方々がいくら集まって議論しても、自分たちの暮らしている地域を客観視できない、日常的な生活世界を客観的に整理するということはできないんですね。やはりその地域に学芸員の方々がきちんといて、地域を客観的に捉えるという作業をやってくれるということが、特に平成の大合併以降、複数の自治体が合併して、博物館、資料館が統合されましたし、その過程で学芸員の方々が配置替えされているという状況も起きております。私が個人的に関わっていることでも、有形民俗文化財の登録、文化財保存活用地域計画、それから地方の登録制度、文化財としての評価という問題を具体的な話題としてまた御紹介できる機会があるかと思えます。

すみません。私がしゃべり過ぎて4時に間もなくなってしまうんですが、児島委員の提出された文書の内容も御紹介いただいて、先生方からの御報告も一巡したわけなんですけど、最後ですけれども、それを、御報告内容について、さらに追加されたいこと、または、それぞれの先生方についての御質問等があれば、短い時間ですが、少しだけ取ってもよろしいですか。いかがでしょうか。オンラインで御参加の委員の方も、御質問や補充説明等ございましたらお願いいたします。大体よろしいでしょうか。

では、予定した時刻になってしまいました。とにかく初回、初めての顔合わせで、とにかく皆さんの活動等について内容を共有するというのも一つ主眼、目的でありましたので、時間調整がうまくできず、時間いっぱいになってしまつて、場合によってはここでもう一段階の議論が加えられればよかったのかと思えますけれども、予定した時刻になりましたので、最後に今後の進め方について事務局のほうから御説明をお願いいたします。

【二見文化資源活用課補佐】 簡単にですが、今後の進め方について御説明します。

開催日程につきましては、既に委員の皆様には御連絡差し上げておりますが、第2回目は11月11日午後2時から、第3回は11月20日午前10時から、第4回は12月2日午後2時から、そして、第5回は12月24日午後2時からの開催とさせていただきたいと存じます。

現在のところ5回目まで御案内を差し上げておりますが、今後の議論の状況に応じて必要があればまた御相談させていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

【小島会長】 ありがとうございます。

すみません。不慣れで拙い進行で大変御迷惑をおかけいたしましたけれども、第1回目の会合として、私たちがこの調査会で議論すべき内容について共有や確認ができたと思います。本日は、お世話になりました。ありがとうございました。

— 了 —